平成２４年（フ）第１２２０号
さいたま市見沼区大和田町２丁目556番地マンション小峯201号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区大和田町２丁目480番地５
破産者　伊藤　雅章
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
神奈川県厚木市妻田西３丁目５番28―302号、申立時の住所神奈川県厚木市三田631番地２望木ハイツ103
破産者　山下　拓也
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５３号
長野県飯山市大字常盤4282番地
破産者　滝澤　雄治
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
長野県松本市県１丁目６番24―201号　ル・クール、前住所長野県松本市宮田９－３、申立時の住所長野県松本市平田東２―20―21　ジー・プレイス101
破産者　花村みどり
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３３号
長野県塩尻市大字広丘堅石67番地１　ハイツ丸山Ｂ―102
破産者　村田　教江
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９８号
長野県大町市大町3714番地５
破産者　草壁　憲子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１７１号
長野県松本市梓川梓5577番地８
破産者　小澤美代子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３９１号
大阪府大東市三箇２丁目12番８号　ＴＮハイツ102号
破産者　大関　良文
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３０号
大阪市港区築港２丁目５番10―253号、申立時の住所大阪市港区八幡屋３丁目10番４―228号
破産者　岸　　茂雄
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１１号
大阪府八尾市北木の本５丁目43番地の１　シャイニング壱番館105号
破産者　河原　静夫
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９２号
大阪府守口市文園町５番２号
破産者　東　　泰久
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４６号
兵庫県西宮市東山台１丁目８番地121号棟102号
破産者　山本　良一
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３７号
大阪市北区池田町１―55　アルテハイム天六Ⅰ―402
破産者　ウィナこと　河原美佐子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９１号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―414号、前住所大阪府河内長野市あかしあ台１丁目20番７号
破産者　大瀬良敦男
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―405号
破産者　戸髙　則男
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２４号
堺市南区竹城台３丁１番２―106号
破産者　川添　初義
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３６号
堺市中区辻之1171番地101
破産者　四ツ谷璃奈
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
岡山県岡山市北区学南町２丁目５番48―１号　メゾン子供の森Ｂ棟303
破産者　大下　賢司
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部